

企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

「犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ」 平成19年6月13日公表

企業の社会的責任の観点から、また、コンプライアンス重視の流れからも反社会的勢力に屈することなく法律に則した対応や資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであるとも言え、対応を誤れば、企業は社会的非難を受け信用失墜や場合によっては事業の継続にまで支障をきたす事態をまねくこととなります。

関係遮断をすることは、企業のリスク管理の観点からも重要であり被害を防止するために、規則や体制を整備するとともに、企業活動のあらゆる面から反社会的勢力を排除する取り組みや、仕組みを構築することが求められています。

指針に示された基本原則 (5原則)

1 組織としての対応

企業姿勢を明確にし、社内規則等に明文の根拠を設け、体制を整備、事案処理に当たっては担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等経営トップ以下組織全体で対応すること

2 関係機関との連携

平素から、警察、暴追センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しておき、不当要求事案等に際し何時でも相談できる体制をつくっておくこと

3 取引を含めた一切の関係遮断

暴力団などの反社会的勢力とは一切の関係を持たない

当初分からずに関係し、後に反社会的勢力と分かった場合は、分かった時点で関係を解消すること

契約書や取引約款等に暴力団など反社会的勢力の排除条項を追加

契約書や取引約款等に暴力団などの反社会的勢力とは契約しない、また、契約後等に判明した場合は、契約や取引を解除する規程や条項を整備、追加すること

4 有事における民事と刑事の法的対応

不当要求事案に際しては、組織としての対応をし外部専門機関との連携を図り、民事上のあらゆる法的対抗手段を講ずること

また、刑事事件化をすべきものは躊躇せず被害届を提出し企業姿勢を示すこと

安易な判断での対応、泣き寝入りは絶対しないこと

5 裏取引や資金提供の禁止

裏取引や資金提供は、そのことが弱みとなり次の不当要求につながり、被害の更なる拡大を招くことになる、また、暴力団など反社会的勢力の犯罪行為を助長し被害拡大の下支えをすることであり、絶対に行わないこと